

北杜市議会傍聴規則の一部を改正する規則

北杜市議会傍聴規則（平成16年北杜市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) パソコン、タブレット型端末、スマートフォン等の電子機器、ラジオ、拡声器、無線機、録音機、写真機の類を携帯し使用する者。ただし、第14条の規定により、撮影又は録音等することにつき、議長の許可を得た者を除く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。